

議案第 38 号

さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 1 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成 13 年さいたま市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(個人の市民税の納期) 第 33 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 <u>6 月 10 日</u> から同月 30 日まで [略] 2 [略]	(個人の市民税の納期) 第 33 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 <u>6 月 1 日</u> から同月 30 日まで [略] 2 [略]

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。